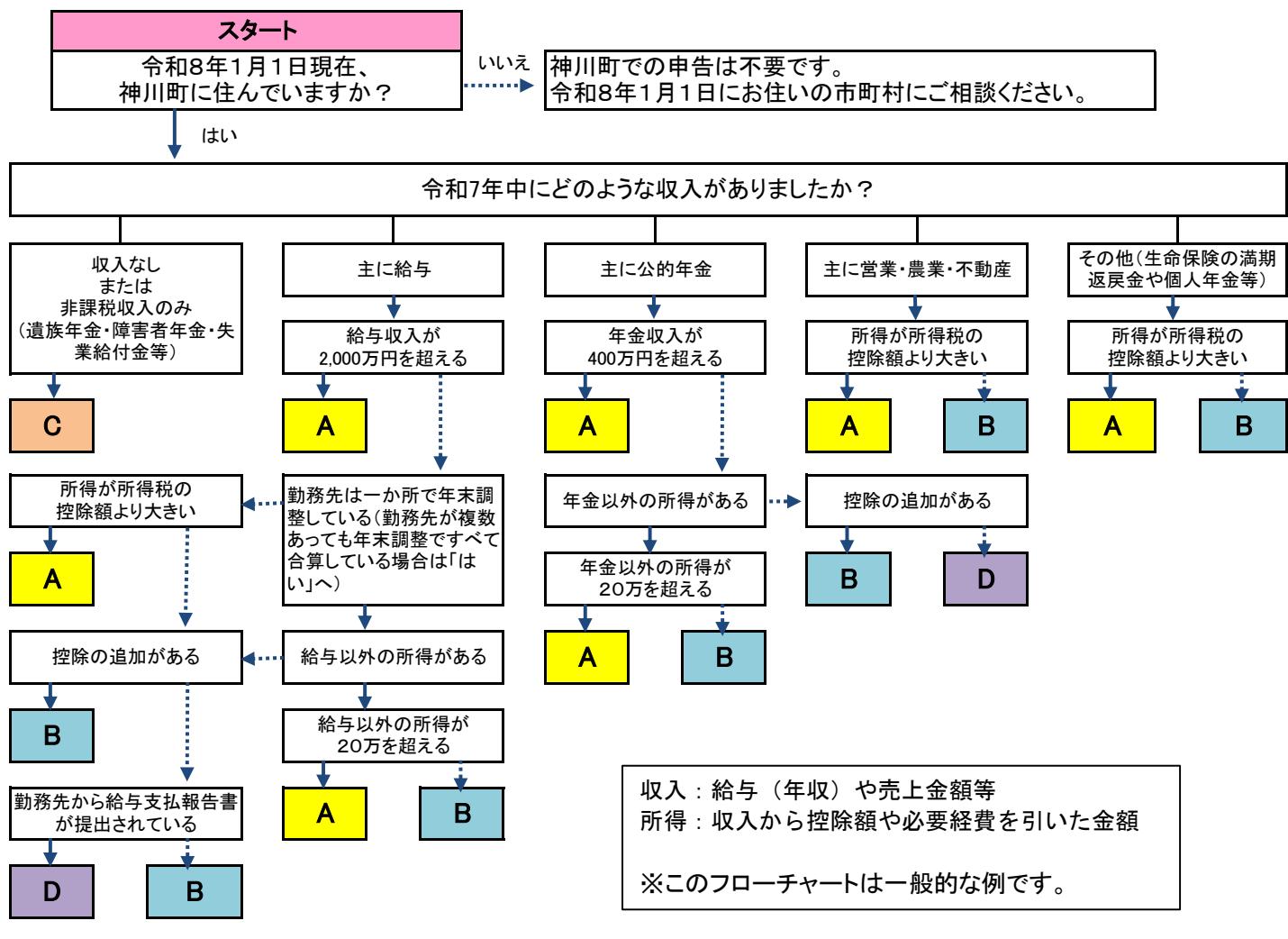


わたしは申告が必要？

フローチャートでご確認ください。



| | | |
|---|----------------------------|--|
| A | 所得税の確定申告が必要 | 確定申告書を提出すれば町・県民税の申告は不要です。確定申告書二表「住民税・事業税に関する事項」欄で、該当する項目がある方は忘れずに記載してください。 |
| B | 町・県民税の申告が必要 | 源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。 |
| C | 町・県民税の申告が必要な場合があります | 次のいずれかに該当する方は町・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ④町営住宅及び県営住宅入居者（中学生以下は除く） ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税に関する証明書が必要な方 |
| D | 申告の必要なし | 源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。 |